

周南市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

周南市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

周南市道路附属物自動車駐車場条例(平成20年周南市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

利用料金
1台1箇月につき 4,000円

」

を

「

利用料金
1台1か月につき 4,110円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市道路附属物自動車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に確定する利用料金について適用し、施行日前に確定する利用料金については、なお従前の例による。